

新型コロナウイルス感染症に関する保険金等の特別取扱（追加対応）について

「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社は、特別条件（保険金（年金）削減支払法、特定部位・傷病不担保法、特定高度障害状態不担保法）が適用された保険契約について、「新型コロナウイルス感染症」によって保険金の支払事由等に該当した場合には、保険金の削減等を行わず、保険金のお支払い等を行う取扱いに変更いたします。

○取扱内容

対象契約	内容
保険金（年金）削減支払法が適用された保険契約	対象期間中に「新型コロナウイルス感染症」によって支払事由・保険料払込免除事由に該当した場合（注）には、特別条件を適用せず、保険金等の支払い・保険料の払込みの免除を行う取扱いに変更する
特定部位・傷病不担保法が適用された保険契約	
特定高度障害状態不担保法が適用された保険契約	

（注 医師の診断を必要とします）

○対象期間

これまでに支払事由・保険料払込免除事由に該当した場合も含めて、本日以降適用します。

※「新型コロナウイルス感染症」が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症のいずれにも該当しなくなった場合には、適用対象外となります。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正（2021年2月13日施行）により、新型コロナウイルス感染症の分類が指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更となりますが、上記取扱は継続します。（2021年2月12日追記）

○その他

上記取扱は、すでにご契約いただいている保険契約を含めて適用しますが、お客様による変更のお手続きの必要はございません。また、これに伴う保険料の変更はありません。

以上

今般の「新型コロナウイルス感染症」に関する特別取扱を実施していますので併せて確認ください。

（ご参考）[新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて](#)

[新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への保険金・給付金のお支払いについて](#)

【お問合せ先】

はなさく生命お客様コンタクトセンター  0120-8739-17

受付時間[月～土曜日 9:00～18:00]

(祝日、12/31～1/3を除く)